

別表十二（三）の記載の仕方

この明細書は、青色申告書を提出する法人で自由貿易地域投資損失準備金を積み立てているものが、措置法第55条の3（自由貿易地域投資損失準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この場合には、措置法規則第21条の3（認定法人の証明）に規定する書類の添付が必要とされますので、御注意ください。